

NPO・ボランティア活動と生涯学習支援者

鈴木 眞 理
(東京大学)

1 はじめに：古くて新しい問題

学習活動の支援者の問題を考える時、NPOやボランティア活動との関連で考えるということは、近年になってからの発想であるといえる。

かつては、社会教育行政職員と、行政委嘱委員、民間有志指導者というような区分で、学習の支援に関わる人びとについての検討が行われてきたと考えてよいであろう。たとえば、坂口順治は、「社会教育の指導者と一口でいっても、包括的で多岐にわたってつかみどころがない。社会教育主事や公民館職員から、スポーツ指導員やボランティア指導者など、その指導分野、内容、対象、役割、責任などは千差万別である。」としているが、青少年に指導対象を絞った場合の指導者について、「行政関係の常勤指導者」、「行政機関の委嘱を受けている非常勤指導者」、「民間の常勤指導者」、「民間団体が委嘱する非常勤指導者」等に区分し、64種類もの指導者が存在していると指摘している⁽¹⁾。

ここにもみられるように、社会教育を中心とする生涯学習支援の領域においては、単に行政関係の支援者・指導者、社会教育職員・社会教育行政職員・社会教育関係職員といわれる人びとだけではなく、民間の支援者・指導者についての関心が、古くから存在していたのである。生涯学習という概念が普及することに伴って、社会教育さらには社会教育行政による人びとの学習活動支援だけではなく、さまざまな形で学習活動支援が検討の対象となり、

社会教育行政以外の行政領域や、民間の営利・非営利の機関等における学習活動支援・支援者の問題が取り上げられるようになってきているという状況もある。指導者というコトバは古くから存在し、支援者という用語も用いられるようになってきたが、ここでは、細かい規定をせずに広範な役割を期待される「支援者」と旧来の「指導者」という用語を併記して、「支援者・指導者」という表記を原則としていくことにする。

特に、近年になって、NPOやボランティア活動への注目が盛んになり、それとの関連で、あらためて、その支援者・指導者についての関心が高まってきたということになるのであろう。古くて新しい問題、という古くて新しくはない表現がピッタリする問題なのである。

2 NPOとボランティア・ボランティア活動

(1) その期待の諸相

NPOやボランティア活動は、なぜ社会的に期待される存在になっているのであろうか⁽²⁾。特に自治体行政の文脈では、NPOやボランティア活動への注目なしで施策は展開できないような状況になってきている。

そもそも、行政施策への市民の参加・参画は、民主主義理念に沿ったことである。市民参加が問題になったことは1970年代にもあり、社会教育の領域でも、より具体的には首長部局のコミュニティ・センターと教育委員会系統の公民館の問題の優劣の問題として、市民参加論者との間に議論があったという経緯もある。第二次大戦後に確立してきた社会教育法制の中には、市民・住民の参加のしかけが随所にみられることでもあり、社会教育の領域においては、参加・参画ということは、何も物珍しいことではないのである。

近年の「市民が主役」であるという類のキャッチフレーズはたいへん聞こえのよいものであって、進歩派の首長等とはもとより、守旧派といわれる首長等も、無視できることではなくなってきている。さらに、経済の低迷にともない、自治体施策の効率的経営が課題となり、直営事業の民間セクターへの移管という課題の受け皿としてNPOが期待されるということもある。NPMやPPPというような行政学上の概念を用いて、状況を分析・説明し得たか

のような、また新しい状況が切り拓けるかのような議論も見受けられる。社会教育の領域でのさまざまな経緯を認識せずに、無邪気に「市民が主役」の状況を思い描き、NPOの役割に期待する議論を展開したり、その動きを無批判に賛美するような、いわば「周回遅れの」生涯学習・社会教育関係者も多い。

これについては、新自由主義の考え方からの施策で、行政の責任を放棄するものであり、新たな支配の構図を描こうとするものであるというような批判が存在することも事実である。しかし、そのような批判の多くは、NPOを標榜する集団の中に、旧来の労働運動・反体制的運動の中から派生してきた集団が含まれることには、意図的に言及を避けていることにも注目すべきであろう。そして、批判の一方で、変革のアクター（この表現もためにする表現ではあるが）としてのこの種のNPO等への期待を持つのである。

つまり、旧来の日本における「55年体制」の一方の担い手であった、労働運動に基盤を持つ勢力・「民主主義」を標榜する勢力が、社会主義・共産主義のイデオロギーによる社会変革を断念せざるを得なくなり、その運動の中に存在していた「参加」というテーマを変形させることによって、具体的にはNPOという、ニュートラルに聞こえるコトバに過去の理想の残滓を投影し、これまでの活動の方向をあくまでも追求しようとしていると、考えることもできるであろう。実際、NPOに注目している論者達の顔ぶれをみれば、そのことは一目瞭然ではあるのだが。なお、行政用語として定着してきている「協働」というコトバも、当初は運動用語として存在していたということも、事態の複雑な経緯を物語っているということなのであろう。

無邪気な市民参加への期待と、戦略の見直しとしてのNPO等への注目とは、表面的には、利害が一致する。この間のNPOに関連する「研究」の展開をみると、「呉越同舟」の調査等が行われたり、刊行物が出ることも多い。おそらく、「同床異夢」なのであろうが⁽³⁾。

このような状況の中で、市民のさまざまな活動が市民の共同生活の中で展開されることが民主主義理念に合致するものである、という考え方から、NPOの活動やボランティアとしての活動を位置づけることが必要であろう。NPOの活動やボランティア活動を、何らかの手段としてとらえるのではなく、それが持つ、生涯学習に関わるさまざまな可能性を追究するとい

うスタンスが、求められていると考えられるのである。

（２）集団をとらえる視角

ところで、集団をとらえる視角としては、その構成原理に注目する場合がある。そこでは、血縁集団・地縁集団・約縁集団というような区分がなされる⁽⁴⁾。この、構成原理への注目によれば、歴史的にみれば、集団は、血縁・地縁から約縁を基礎とする集団へと変遷してきているといえることができるという。ここで、約縁というのは、構成原理が「契約」によってということ、特定の共通の関心を持つ人による集団、という意味で約縁集団がとらえられ、営利・非営利は問うてはいない。血縁・地縁以外の、さまざまな集団を含む概念である。

この構成原理を軸に、社会教育を中心とする生涯学習支援の中で注目される集団について検討すると、かつては、地縁集団への注目が高かったが、近年では、約縁集団への注目が高まってきたといえるのであろう⁽⁵⁾。明治時代以降の日本の社会教育の動きをみるならば、教化のための地縁集団が重視され、各種のいわば半官半民の団体として、育成・指導・統制される存在として、施策の対象となってきた。第二次大戦敗戦後の状況の中で、社会教育法制が整備された後は、地縁集団は、社会教育法の規定する社会教育関係団体として、その「求めに応じ」る範囲での関係が行政との間で継続されてきている⁽⁶⁾。

ただし、近年に至って、行政の集団に対するスタンスは変化してきたとみることが可能な状況になっている。たとえば、「従来、社会教育行政が行ってきた民間活動支援施策は、主として、社会教育関係団体に対する補助金や指導・助言というものであった。今後の社会教育行政にあっては、民間教育事業者、ボランティア団体をはじめとするNPO等とも幅広く連携協力を進めるとともに、これら民間活動がより一層活性化し、人々の学習活動をより豊かにする上で貢献し得るよう環境を整備していくことが必要である」「これまで、社会教育行政は、社会教育関係団体の活動を重視し、奨励すべき活動に対して補助金を交付して支援する等、連携を密にとってきた。その結果、団体側も行政の支援を前提とした事業展開となり、本来の自立的な意識が希薄となったとの指摘もある。今後、社会教育行政は、社会教育法第11条及び第

12条の規定の趣旨を踏まえ、社会教育関係団体、ボランティア団体をはじめとするNPO、さらには町内会等の地縁による団体をも含め、これらとの新たなパートナーシップ（対等な立場から相互に連携・協力しあう関係）を形成していくことが大切である。」（生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」1998年）というような表現からは、旧来の地縁集団を中心とした社会教育関係団体については、やや距離を置き、言うところのNPOへの注目を高めるような傾向をうかがうことが可能であろう⁽⁷⁾。

社会全体の動きであるとはいえ、これまで関心を持ち続けて法制上も節度ある「求めに応じ」た指導・助言をしてきたはずである、（地縁集団を基礎とするような）社会教育関係団体について、本来のあり方・本来の関係のあり方への転換を重視せず、「切り捨て」・「切り離し」をし、その半面、手近かな存在であり、一定の「見映え」もするNPOへの注目へと移行しようとしている方向への社会教育行政の動きは、充分慎重であることが求められるのかも知れない。

約縁集団は、その存続期間が長期にわたらず、関心事が消滅することによって、活動は終了・集団が消滅することが、性格上、普通のことなのである。それが、永続すれば、地縁集団のような、あるいは、批判されるような「社会教育関係団体」のような状況に陥るのである。社会教育という観点からは、性格上、長期間の存在が期待される（地縁集団を基礎とするような）社会教育関係団体について、より積極的な対応が必要なのであろう。また、約縁集団は、あまり過度に制度にとらわれるべきではないという点にも注意が必要であらう。制度で庇護することが、その種の集団の活力をかえってそいでしまうということにも注意が必要なのである。NPOを標榜する集団が制度的庇護を求めるということは自己矛盾なのである。そもそも、社会教育・生涯学習の領域では、NPOという概念より、voluntary association という概念を、約縁集団の voluntary な性格を重視すべきであるのである。non-profit が重要な意味を持つのではないのであって、聞こえのよいコトバに追随することが問題なのでもあろう。

ともあれ、NPOは多様なのである。そのどの部分に注目をするのかによって、対応の仕方が変わってよいのであろう。

3 集団の外部と内部・支援者と指導者

(1) 集団と指導者をめぐる議論

社会教育を中心とする生涯学習支援の中で、それも、集団との関係において、その支援者・指導者に位置づけについては、かつては、社会教育行政職員・行政委嘱委員・民間有志指導者というような区分で、学習の支援に関わる人びと全般についての検討が行われてきたという指摘はすでに行ったところである。

やや唐突ではあるが、社会教育・生涯学習の近接領域においては、周知の通り、集団活動の遂行について、たとえばタルコット・パーソンズの社会システムの機能要件図式、いわゆる A G I L 図式を援用し、適応 adaptation, 目標達成 goal attainment, 統合 integration, 潜在性・パターン維持 latency・pattern maintenance の 4 要件に即して集団活動遂行に関わる指導者の行動が説明されたり、三隅二不二の P M 理論によって、集団の目標達成機能 (performance 機能) と集団維持機能 (maintenance 機能) によるリーダーシップに関する議論などが展開されてきているなど、多様な研究的蓄積が存在している⁽⁸⁾。

このような研究を参考にしてみれば、社会教育を中心とする生涯学習支援とその支援者・指導者の役割等を検討する際には、①集団とその外部の社会、特に行政との関係で指導者の役割の検討、すなわち、学習の環境を整えるための対外的な役割の検討、②集団の内部での、学習活動の展開に関わる環境の整備に関わる役割の検討、③集団の内部での、学習活動の展開そのものについての役割の検討、④集団の内部での、集団自体の維持・経営に関わる活動についての役割、等を個別的かつ総合的に検討することが必要になることが理解できよう。

ここでは、支援者や指導者という用語を厳密に区分することはしないし、①から④に特別な用語を付与することや、②と④の区分も分かりにくいであろうが、それぞれについての検討を行うことも控えておくことにする。この領域で、外国語等を用いたさまざまな試みが行われていることも事実⁽⁹⁾で、それらの意味も無視するものではないが、多様な用語が氾濫しているとコトバが一人歩きし、考えるべき事柄が曖昧になると考えられるからである。い

ずれにしても、NPO・ボランティア活動における支援者・指導者をめぐる議論は、集団の外部・内部という視点、活動展開の条件の整備と活動そのものという視点から、やや分節化して考えていく必要があるのだろう。NPOといわれるタイプの集団を想定しながら、集団と支援者・指導者にまつわる問題を検討していくことにしよう。

（２）集団外部の支援者

ところで、これまでは、集団の構成員についてのみ言及してきた。しかし、集団の外部から、集団の学習活動を支援・指導する人も存在する。それらの人は、これまでの社会教育・生涯学習の議論では、主として、いわゆる社会教育職員・社会教育関係職員という行政職員・行政の担当者や社会教育委員等の行政委嘱委員として考えられてきている人びとなのである。これらの人びとは、集団の外部から、学習活動の展開について、いわば、全体的に支援を行う人びとである。支援者の支援者としての位置づけられる人びとである。そして、その支援は、行政関係者の場合、社会教育法による、民間の団体に対する指導・助言のあり方を基準にした手法によって展開されるものである。

ここでは詳論の余裕はないが、社会教育職員論によるこの領域についての蓄積は、運動的な社会教育研究において多く存在してはいる。ただし、それが、いわば「権利としての社会教育」という考え方からのものであって、かなり特殊な理論構成になっていることや、特別な事例の称揚に終始しがちであることなどについては、きちんと理解しておかなければならないこともある。いずれにしても、社会教育職員の社会教育・生涯学習についての基礎的な理解が重要なポイントになると考えられる。

社会教育だけではない行政部署での生涯学習支援も活発になってきている。それらの職員もまた、集団による学習活動・学習活動支援についての基礎的な理解を必要とするはずである。社会教育と生涯学習支援との異同についてはもちろん、社会教育の領域においてもさまざまな考え方があり、どのようなスタンスで臨むかによって、学習者へ与える影響は異なることに注意し、集団の自律性をどう確保するかということや、その集団の社会的役割との関連で、集団における学習への期待を自覚できるような支援を展開していくことなどが求められるのであろう。

さらに、行政以外の機関等が、集団への学習活動支援を行う場合も存在する。さまざまな財団等が資金的な面やソフトの開発・学習機会の提供等の形で学習支援活動を行っているし、そのようなことを目的にしたNPO（NPO活動支援のNPO）も増えてきている。その際、やはり集団の活動目標をきちんと理解し、それに沿った支援をしていくことが必要であろう。これらの機関等は、いわば「強者」の位置にある支援であるだけに、恣意的にならない、合理的な支援が求められる。社会教育行政以外の行政や行政以外の機関の支援担当者は、たとえば社会教育主事というようなタイプの資格が想定されていない。社会教育を中心とする生涯学習支援に関わる基本的な理解をどう獲得するかということが、慎重に検討されてよい。

（３）集団内部の支援者・指導者

大まかにいえば、集団の内部においては、その集団が目的とする活動を展開するための指導的役割を果たす人びとと、その集団活動を維持させていくための役割を担う人びとが存在する。

「生涯学習関係指導者」には、「学習活動促進者」、「学習内容提示者」、「学習集団運営者」が存在している、という議論がある⁽¹⁰⁾。「学習活動促進者」は「人びとが学習しやすいように条件を整え、その学習活動の効果的な発展を促進する指導者」で、社会教育主事、社会教育施設職員、首長部局所管の施設職員・福祉関係職員・有志指導者（volunteer leader：青少年指導員や社会教育推進員）・行政委嘱の委員（社会教育委員・公民館運営審議会委員・図書館協議会委員・博物館協議会委員）・社会教育指導員等が例示されている⁽¹¹⁾。

「学習内容提示者」は「学校の教員のように学習内容を提示する指導者」であって、教員と同種の人びとが想定され、英米の大学の構外教育部のアカデミックスタッフであるフルタイムの有給指導者、チューター、保健婦、農業改良普及員、学校教員・研究所の研究者、公共職業訓練校の指導員、体育指導員、等が想定されている。また、「学習集団運営者」は、「学習集団を組織し、運営に当たる指導者」で、社会教育関係団体の幹部や学習・文化サークルの世話役、インフォーマルな活動家等、「生活課題にとりくむ学習を進める指導者」「グループ間をつなぐ指導者」、自主団体におけるパートタイムの有志指導者・フルタイムあるいはパートタイムの有給指導者、などが例示され

ている。これは、明確に見える「指導者」区分のようで、具体的な例示のレベルでは、十分に明瞭な説明が行われているわけではない。

これとは別に、「民間生涯学習指導者・ボランティアの種類」として、役割の違いから、①学習の内容に関する指導者（講座・講演会等の講師・助言者・チューター、学習集団の専門的指導者）、②学習集団等の運営上のリーダー（学習集団の運営上のリーダー、行事・イベントのオルガナイザー）、③生涯学習のコーディネーター（生涯学習奨励員、スポーツプログラマー、消費生活アドバイザー、余暇生活開発士）、④学習を援助・指導するボランティア（社会教育施設におけるボランティア・地域活動のボランティア）に、区分されるという議論がある⁽¹²⁾。この区分は①②と③④では区分の基準が異なるようにも感じられる。

これら二つの区分において、「学習集団運営者」「学習集団等の運営上のリーダー」といわれる人びとについては、同じような分類になっている。おそらく、この種の支援者あるいは指導者あるいはリーダーが学習活動を行う集団の中に存在しているということは、大方の同意が得られるということなのであろう。「学習内容提示者」「学習の内容に関する指導者」については、二つの区分は判断が異なっている。「学習内容提示者」の方では、集団構成員についてはこの中に含めない方向で考えている。「自主団体のなかに、学習内容について指導する人がいても、生涯学習の領域の広さからやはり外部に指導者を求めることが多くなる。適切な指導者を見出すことができるような情報提供が社会教育職員の役割になる一方、外部指導者に対し、必要としているものを投げかけ、その団体にとってふさわしい指導が行われるようにしていくのは、内部指導者の役割である。」という表現からは、集団外部の「学習活動促進者」の役割を強調するあまりか、集団内部の「学習内容提示者」への評価や期待が低いものとなっているとみることができよう。

いささか、先行する議論の検討が長くなってしまったが、集団の内部においては、その集団が目的とする活動を展開するための指導的役割を果たす人びとと、その集団活動を維持させていくための役割を担う人びとが存在するのであって、学習を目的とする集団においては、その内容についての指導的役割を果たす人の存在が予定され、積極的な役割が期待されていいものである。常に、指導あるいは支援される存在として学習集団を位置づけ

てしまうことがおかしいのである。すでに指摘した、生涯学習審議会答申にみられる「これまでの社会教育関係団体」が停滞しているというのは、外部に「学習活動促進者」や「学習内容提示者」が存在しているというような見方から来るものではなかったのではなかろうか。

集団の内部には、「学習内容提示者」も存在しているはずであるし、もし、その能力が劣っているというのであれば、向上・充実させていけばいいのである。質量共に、集団内部の「学習内容提示者」が充実する方向が望まれる、ということである。voluntaryな性格を持つ集団の役割に期待するのであれば、なおさらのことである。

4 支援者に関するいくつかの問題

NPOという概念を用いるか voluntary association という概念を用いるかは別にして、約縁に基づく集団への注目が高まり、その構成員の学習活動に関わる支援者・指導者について、これまで以上に関心が持たれているわけであるが、そこには、いくつかの検討を要する問題が存在しているといえる。

第1は、支援者の養成についてである。たとえば代表的な例として考えられる社会教育施設ボランティア等の、生涯学習の領域でのボランティア活動に関していえば、行政がボランティア活動支援に積極的になってきた初期の頃は、ボランティアの養成に力点が置かれた。社会教育施設ボランティアは、施設を利用し学習する人びとを支援するのであり、支援者と位置付くのである。その後の動きは、ボランティア活動の場の開発と、ボランティア・コーディネーター（支援者の支援者と位置付くであろう）の養成へのその力点は変化している。場の開発にまで行政が関与することが必要かという問題や、災害復旧支援ボランティアの場合とは異なり、コーディネーターの養成にどこまで力を入れるべきかというような、原理的なレベルにまで遡った議論が必要であると思われる。コーディネーターは、ボランティア集団外部の存在なのか、集団内部の存在なのかという認識もこのことを考える基礎的な問題であろう。どの程度、どのような支援者を養成することが行政に課せられた役割なのであろうか、という問題でもある。

第2は、それとの関連で、支援者の資質や能力に関わる事柄である。一部で流行のショーンの「技術的熟達者」と「省察的实践者」に区分される専門家論を参考にすれば、支援者は、技術をより重視するか、原理をより重視するかという問題も存在していることが理解できる。もちろん、両方、という単純な解答が正解なのだろうが、得てして、技術優先で原理軽視、ということに実践の場・現場ではなりやすい。

ここでは、すでに述べてきたことであるが、社会教育・生涯学習・生涯学習支援に関わる原理的な理解が求められるということを再度強調しておこう⁽¹³⁾。NPOの活動や、ボランティア活動が集団的に展開される際に、目的の追求・目標の達成を急ぐあまり、その背景にある考え方とは異なるような行動が見られる場合もある。このことを十分に理解し、それこそ省察が加えられないと、その活動自体が無意味なものになってしまうのである。

第3は、支援者の研修ということについてである。集団の構成員が支援者・指導者になっているということが前提なのであるが、NPOやボランティア活動の支援者・指導者の研修は、どこが・どのように担うかという問題である。当然、外部の支援者についてはその外部機関の責任なのであるが、内部構成員の研修は、その集団あるいは個人に委ねられているということなのであろうか。ボランティアの養成と同様に考えるならば、行政が研修に関わるということも考えられる。

支援者の支援という位置づけであるが、すでに述べたように、NPOの活動の特性をよく理解・尊重した上での支援が求められる。同時に、集団の側がその自律性を確保するような自己規律を持つことが必要でもある。とすると、NPOといわれる集団には、行政がその都合で設立・運営に深く関与したり、あるいは行政の庇護を期待したりする集団も、見られないわけではない。また、行政・体制への対抗を旗印にしている集団も存在している。これらは、本来、NPOという概念とは無縁の存在であるはずなのだが、そのようなこともこの研修の機会で理解されることが必要なのであろう、というのは皮肉が過ぎようか。

なお、支援者の研修は、NPOの存在期間が相対的に短く、次々に新しいNPOが出来ては消えるということが常態であると考え、所属している集団の支援者としての研修（あるいは、その集団のための研修）というより

も、支援者個人に対する研修機会であると認識しておいた方がいいのかも知れない。それはそれで、良いのであろう。ただし、支援者自身は、自己研修・自己啓発の重要性を深く認識する必要もあろう。voluntary な活動であるだけに。

5 おわりに：支援者と学習者

ここでは、NPOやボランティア活動における生涯学習支援者に関わる問題をいくつか検討してきた。基本的な認識として、近年注目が高まっている民間の集団、それはNPOという用語によって語られることが多いのであるが、voluntary な集団であるという特徴を持ちつつも、やや制度的に位置づけられるような集団と生涯学習支援者との関連を検討する、というものであった。また、ボランティア活動が集団的に行われることが多いことを意識して、それと生涯学習支援の関連をも検討するということで議論を進めてきた。

ところで、その際、それらの集団の内部には、学習者と、それを支援・指導する人、支援者・指導者が存在しているという図式が暗黙裡にあったと考えられる。このような集団の意味を、社会教育を中心とする生涯学習支援の領域で考える際には、そのような分離的思考がむしろ障害になり、より積極的な意味を見出すことが困難になるのかも知れない。このような集団の意味は、支援者・指導者が学習者としても存在しているとする視角が重要なことなのかもしれない。

支援者でもあり学習者でもあるという存在様態は、行政の職員にはなかなか困難であり、また、有給常勤の諸機関のスタッフにも困難なことでもあり、voluntary な集団であるからこそ可能な存在様態なのであろう。支援者と学習者の統合的存在という考え方は、NPO、ボランティア活動の他に、行政等諸機関の有給・無給の非常勤スタッフ、行政委嘱委員等にも、適合すると考えられる。

社会教育を中心とする生涯学習支援は、専任の専門性を持ち制度的に裏打ちされた公務員のスタッフによって行われることを最善とする、これまでの社会教育専門職員論を再構築することが求められているのかも知れない。

<注>

- (1) 坂口順治「社会教育の指導者」塚本哲人・古野有隣編『社会教育の経営』(社会教育講座3)第一法規, 1979年, p. 40-41.
- (2) このあたりについては, 鈴木眞理『ボランティア活動と集団-生涯学習・社会教育論的探求』学文社, 2004年, p. 25-41を参照されたい。
- (3) このあたりについては, 鈴木眞理, *op.cit.*, p.205-210.も参照されたい。
- (4) このあたりについては, 鈴木眞理, *op.cit.*, p.221-231.を参照されたい。
- (5) なお, 血縁集団, 特に家族については, 家庭教育への支援・子育て支援という形で, これについても近年また, 注目は高まってきているが, ここでの検討の対象からは外しておこう。このあたりについては, 小川誠子「少子社会と生涯学習」鈴木眞理・小川誠子編著『生涯学習をとりまく社会環境』(シリーズ生涯学習社会における社会教育・第3巻)学文社, 2003年, p. 85-100.を参照されたい。
- (6) このあたりについては, 西井麻美「社会教育と集団・ボランティア」鈴木眞理・清國祐二編著『社会教育計画の基礎』学文社, 2004年, p. 50-64.を参照されたい。
- (7) もちろん, 社会教育関係団体は地縁集団だけでなく, 多くの約縁集団を含むものであるが, 答申では, NPOとされる集団との対比で, 地域婦人会・地域青年団などの, 地縁集団と位置づけられるような集団を意識していると考えられる。このあたりの, 社会の変革と安定という視角からの検討としては, 鈴木眞理「生涯学習における変革と安定をめぐる問題」鈴木眞理・梨本雄太郎編著『生涯学習の原理的諸問題』(シリーズ生涯学習社会における社会教育・第7巻)学文社, 2003年, p. 169-182.を参照されたい。
- (8) 今, ここで, それらの社会教育・生涯学習領域への示唆について, 研究史・研究交流史風の議論を行う余裕はないが, そのような研究が重要なことを指摘しておきたい。
- (9) たとえば, コーディネーター, ファシリテーター, アニメーター, インストラクター, アドバイザー, カウンセラー, アドボケート, メンター等があげられる。
- (10) 上杉孝實「生涯学習を支える指導者たち」上杉孝實・岸本幸次郎編著『生涯学習時代の指導者像』(生涯学習実践講座④)亜紀書房, 1988年, p. 18-32.
- (11) これらは, 前述した「集団外部の支援者」と重なる。
- (12) 上條秀元「民間指導者・ボランティアの養成・研修と活用」岡本包治編著『これからの指導者・ボランティア』(現代生涯学習全集5)ぎょうせい, 1992年, p. 42-43.
- (13) このあたりについては, 鈴木眞理「社会教育計画を考える視座」鈴木眞理・清國祐二編著, *op.cit.* p.180-183.も参照されたい。